

① 添付書類一覧

1. 収入がある場合
<input type="checkbox"/> 給与明細の写し直近3ヶ月分 <input type="checkbox"/> 直近の年金額改定通知書の写し又は支払通知書の写し（*年金収入のみの場合別掲）
*年金収入のみの場合 <input type="checkbox"/> 課税(非課税)証明書(原本) <input type="checkbox"/> 直近の年金額改定通知書の写し又は支払通知書の写し
給与以外の収入がある場合 <input type="checkbox"/> 課税(非課税)証明書(原本) <input type="checkbox"/> 確定申告書の写し 申告決算書の写し(税務署の受付済みのもの)

2. 収入がない場合(義務教育中、高校生以上の全日制の学生は除く)
<input checked="" type="checkbox"/> 課税(非課税)証明書(原本)

3. 退職者
雇用保険に加入していた場合 <input type="checkbox"/> 雇用保険離職票1・2(原本) <input type="checkbox"/> 雇用保険受給延長通知書(原本) <input type="checkbox"/> 資格喪失確認通知書の写し <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証の写し <input type="checkbox"/> 覚書 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証(原本)
雇用保険未加入の場合 <input type="checkbox"/> 雇用保険未加入の証明がされている退職証明書(原本)
傷病手当金、出産手当金を受給する場合 <input type="checkbox"/> 支給通知の写し

4. 失業給付受給終了
<input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証の写し(支給終了と記載されているもの)

5. 学生(高校生以上)
全日制 <input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書(原本)または、学生証両面の写し
定時制・通信制・二部(夜間部) <input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書(原本)または、学生証両面の写し <input checked="" type="checkbox"/> 収入に関する証明書 <input type="checkbox"/> 収入がない場合 ・課税(非課税)証明書(原本) <input type="checkbox"/> 収入がある場合 ・直近の給与明細の写し3ヶ月分

◎は必ず提出してください。

○は該当するものを提出してください。

※課税(非課税)証明書、住民票等の公的書類は交付日が提出日より3ヵ月以内のものをご提出ください。

② 申請続柄別添付書類一覧

配偶者	1～5の該当するもの 住民票(写し、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの) 内縁の配偶者の場合は 1～5の該当するもの 住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの) 被保険者、扶養されようとする方、各々の戸籍謄本(原本)
子	1～5の該当するもの 住民票(写し、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの) 養子縁組をしている、配偶者の連れ子の場合は 1～5の該当するもの 住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの)
父母	1～5の該当するもの 住民票(写し、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの)
祖父母	1～5の該当するもの 住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの) 扶養理由書(被保険者の署名、捺印のもの)
兄弟姉妹	1～5の該当するもの 住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの) 扶養理由書(被保険者の署名、捺印のもの)
孫	1～5の該当するもの 住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの) 扶養理由書(被保険者の署名、捺印のもの)
義父母	1～5の該当するもの 住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの) 扶養理由書(被保険者の署名、捺印のもの)
その他の続柄	1～5の該当するもの 住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの) 扶養理由書(被保険者の署名、捺印のもの)

別居の場合は上記の書類以外に以下の書類が必要です

◎住居地の確認できる書類

- ・住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外記載省略のないもの)
- ・賃貸契約書の写し

○仕送り額の確認できる書類 直近3ヶ月分(単身赴任、昼間部学生の場合は不要)

- ・銀行、郵便局等の振込み通知または、通帳の写し

※毎月の仕送りが必要です。手渡しや数か月分まとめての仕送りは認められません。

同居が認定要件になっている方は認定できません。(三親等内の親族図参照)

※ 子は原則夫婦の収入の多いほうの扶養となります。

※ 外国人の方を被扶養者として届出の場合は住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの)を添付してください。

※ 被保険者と別姓の方を被扶養者として届出の場合は住民票(原本、世帯全員分の個人番号以外の記載省略がないもの)を添付してください。(住民票で続柄が確認できない場合は戸籍謄本又は抄本の原本)

※ 世帯構成によっては扶養申請されない方の収入確認書類をいただく場合があります。

※ 交付された保険証は認定年月日から(保険証に記載あり)使用できます。認定日以前に使用された場合は診療費等の返還金が生じる場合がありますのでご注意ください。

必要に応じて上記以外の書類をご提出いただく場合があります。